

## 弊害防止措置の「所要の見直し」についての見解

銀行等による保険販売（以下、銀行窓販）については、2011年7月6日に、金融庁より弊害防止措置の「所要の見直し」についての方針が示されました。さらに、7月8日には、同方針に沿った保険業法施行規則等の改正案が公表されました。

生保労連では、2007年12月の全面解禁以降も、「消費者に絶大な影響力を持つ銀行が保険を販売することは、消費者保護や公正な競争条件の確保といった観点から多くの問題がある」との認識の下、弊害防止措置の機能状況等を監視する観点から、独自の調査活動を展開してまいりました。

組合員を通じた「窓販モニタリング（問題事例収集活動）」では、合計4,767件もの問題事例が報告されました。また、外部の調査会社を通じて継続的に実施した「消費者モニターアンケート」においても、銀行窓販に関する消費者の様々な不安や実体験が確認されております。これら全ての調査結果からは、銀行窓販に関する弊害防止措置が十分に機能しておらず、多くの消費者保護上の問題が日常的に発生していることが浮き彫りとなりました。こうした実態を踏まえ、生保労連では弊害防止措置の維持・強化の要望を策定し、積極的に意見発信等を行ってきたところです。

今般の見直しにおいては、弊害防止措置が全体として存置された上で、個々の規制についての一部緩和や強化がなされました。

その中で、融資先販売規制の対象商品から一時払終身保険が除外される等の一部緩和がなされました。最も潜在化しやすい圧力販売について、生保労連が再三にわたり現場の実態を訴えてきたにも関わらず、こうした実態を十分に踏まえることなく、かかる見直しが行われたことについては、極めて遺憾であると考えております。

一方で、預金との誤認防止や、顧客データ流用防止の観点から、実効性を高めるための措置が講じられました。こうした諸対応は、生保労連の要望趣旨に沿ったものであり、多くの問題事例をベースに規制の維持・強化を訴えてきた取組みの結果であると認識しております。

今後は、新たな弊害防止措置の下で銀行窓販が行われることとなりますが、生保労連としては、「消費者に絶大な影響力を持つ銀行が保険を販売することは、消費者保護や公正な競争条件の確保といった観点から多くの問題がある」とのスタンスを堅持し、引き続き実効性のある規制整備に向けて取組みを継続していく所存です。

2011年7月  
全国生命保険労働組合連合会